

原告第2準備書面

平成23年6月22日

頭書事件に関し、平成23年5月30日付け被告準備書面1に対する反論及び原告の主張の補充を行う。

第1 被告準備書面1に対する反論

1 本件番組全体の摘示事実について

(1) 被告の本件番組「摘示事実」に対する認識の誤り

テレビジョン放送をされた報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点については、被告が準備書面1(2頁)で引用した最高裁判決にある通り、「一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断するのが相当である。」と原告も同意する。

以下、被告は敢えて記載していないようだが、判決文には続きがあり、「テレビジョン放送をされる報道番組においては、新聞記事等の場合とは異なり、視聴者は、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされるのであり、録画等の特別の方法を講じない限り、提供された情報の意味内容を十分に検討したり、再確認したりすることができないものであることから、当該報道番組により摘示された事実がどのようなものであるかという点

については、当該報道番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、判断すべきである。」と述べられている。(平成15年10月16日最高裁判所第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁)

この点、被告が準備書面1で、番組の摘示事実として判断しているのは、番組タイトル「疑惑の骨を追え」と冒頭ナレーション部分「この中に、フィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が、持ち上がっている」だけであり、番組全体の摘示事実として適しておらず、その主張は、意味をなしていない。

併せて、番組後半に、キャスターである鎌田氏が、「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑。もはやそれは疑いようのない事実であると私には思えました」と述べているシーンについて、被告は、原告へのインタビュー前の鎌田氏の動機と心情を吐露した独白だと述べているが、これも、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、的外れな主張である。

というのも、この独白シーン時点では、まだ、この後、鎌田氏が何処に向かうのかは、視聴者には知らされておらず、一般視聴者が、次に展開される原告インタビュー前の動機と心情だとは、理解できようがない。

加えて、この独白シーンは、番組のフィリピン取材のまとめとして「形ばかりの鑑定といい加減な宣誓供述書。3週間にわたる追跡から見えてきたのは、厳正であるべき遺骨収集の杜撰な実態だった。」というナレーションに次ぐ、すぐ後のコメントであり、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、番組キャスターが、取材の結論付けとしての見解を述べているものと判断するのが妥当である。また、鎌田氏が、NHK解説委員であることは、一般視聴者にも知られていることであり、被告の立場のある職員が、番組キャスターとして述べた見解は、たとえ独白という形をとっていたとしても、一般視聴者にとっては、被告の見解、番組としての現地取材の結論であると受け取るのは、必然である。

よって、被告は、本件番組において、「フィリピン人遺骨の大量混入の疑い」があることを摘示したのみならず、その疑惑が、「疑いようの無い事実である」と摘示したのである。

(2) 本件番組において、摘示された事実の再確認

あらためて、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として、番組全体を考察するに、別紙「一般視聴者の見方と真実」のとおり判断するのが妥当である。

中でも、①冒頭ナレーション「フィリピン人の遺骨が‘大量に’含まれている」と、大量混入を視聴者にイメージさせ、番組タイトル「‘疑惑の遺骨’を追え」で、疑惑の遺骨が有ることを断定し、サブタイトル「戦没者遺骨収集事業の‘闇’」で、疑惑の事実性が濃厚であることを示唆、②本来、別問題であるべき、「遺骨の盗難事件」と「遺骨混入の可能性の問題」を混同して、かつ、被取材者の真意とは異なるインタビューを事実の裏付けのように提示し、③数件でしかない事象を各地で多数続発しているかのように問題を誇大化させたり、従来から行われていない遺骨の鑑定をさも原告だけが行っていないかのように誤解させ、日当を一体辺りの金額に換算して営利ビジネスのように見せかける等、多様な心理的操作を行い、④取材のまとめ、及び、キャスターの独白で、「疑惑は、疑いようのない事実である」と断定し摘示した。

結果的に、視聴者に、疑惑を事実と思わせるものにしたものである。

加えて、⑤疑惑の遺骨を日本人の遺骨であると認証したのは「フィリピン政府」(甲1)であり、かつ、遺骨収集事業の主体は「日本政府」で有るにもかかわらず、「原告の」責任であるかのように、原告を名指しで非難の対象に置いて報道したものである。

これらは、演出の範疇を超えた恣意的な操作によって、単なる疑惑を事実であるかのように見せかけた上に、その責任の対象者を巧みにすり替えて報道した、全くの虚偽放送である。

これら①から④は、被告が準備書面1(4頁中段)で、「仮に、本件番組で摘示した事実が、『原告がフィリピンで収集した日本兵の遺骨の中に、フィリピン人の骨が含まれている』という事実で有ったとしても、真実性または真実相当性が、優に認められるものである。」と述べている通り、被告は、本件番組の制作段階で、「遺骨混入の疑惑」が事実であると、誤った認識をして制作し、結果、「疑惑」を疑惑として報道する範疇を逸脱し、一般視聴者にとって、「フィリピン人遺骨が大量に混入しているのは、事実には違いない」と思わせる番組を報道したことは、容易に推察される。

併せて、公共放送たる被告が、明らかに疑惑が存在しているという特集番組を報道する以上は、その公共性を信ずる一般視聴者にとっては、疑惑は、単なる疑惑に留まらず、事実である確率が極めて高いものだと認識されるのは、優に認められるものである。

実際に、「NHKが嘘や不確かなものを報道するはずがない。」と、原告顧問団の国会議員に顧問を今すぐ辞めるようにと詰め寄る遺族も多数、存在していることからしても明らかである。

よって、被告は本件番組において、「“原告”が、フィリピンで行う遺骨収集事業には、“フィリピン人の遺骨が大量”に含まれているという“疑惑は、事実”である。(ないしは、事実に限りなく近い)」と摘示報道し、原告の名誉を著しく貶めたことは、紛れもない事実である。

2 被告が本件番組内で報道した事実は、真実性を有しない。

(1) 被告準備書面1における真実性の主張についての反論

被告は、本件番組で摘示した事実が真実性を有すると主張し、6項目を掲げその理由を述べている(3頁以下、第1-2及び第3)が、そもそも番組全体の摘示事実は、「原告の遺骨収集事業にフィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑は、事実に違いない」であるのに対し、被告は単に「遺骨混入の疑惑」であると取り違えて主張しているので、その主張は全く意味をなしていない。

かつ、被告の主張には、曖昧な根拠、事実の誤認、事象背景を無視した視野狭窄的な制作者の思い込み、現場の実情を無視した机上論、独自論の展開等が多数あり、被告の主張は、各論点においても成立していない。

逆に、被告の主張する内容を根拠・理由として本件番組を報道したのであるとすれば、そもそも公共の電波を利用して放送を行う事業者としての本質を根本から疑わざるを得ない。

(2) 被告の真実性主張における事実認識の誤り

上述(1)の通り、まず、被告は、本件番組全体の摘示事実を誤認しているのであるが、その他にも、被告主張の随所に、明らかな認識の間違いが有るので、

本訴の以後の進行に妨げにならないよう、以下に敢えて、指摘をしながら、原告の反論を展開する。

ア 「公平・中立性を欠くもの」「被取材者の真意と違うもの」「誇大な表現」等は、その時点で、既に真実では無い。

被告は、「公平・中立性を欠く」「放送内容が被取材者の意図と全く違うものになっている」「誇大な表現である」という点は、番組の真実性とは関係が無い、番組編集に対する評価の問題に過ぎないと述べる(5頁、第3)が、社会通念上、全く理解のできない主張である。

あらためて、説明するまでも無く、被取材者の真意を違うものに変えて、「被取材者の発言」として放送をしたら、それは既に、真実で有り得ないというのは、通常の世界常識として当然のことであろう。同様に、ある事象について、誇大な表現をするということは、その時点で、事実とは違うものになっており、真実であろうはずもない。

「公平・中立性」についても同様であり、対立する意見の存在する問題で、片方の主張に偏向してしまったら、それは、その時点で、問題全体としての真実性を無くしているのは、自明である。

被告は、本件番組を民放等のバラエティ番組やフィクションのドラマと勘違いしているのだろうか。本件番組は、紛れもなく、公共放送の教養・報道番組として放送されたものである。報道には正確性が必要とされるのは、誰もが知る常識である。

よって、本件番組における「公平・中立性を欠く」「被取材者の真意と違う」「誇大な表現」シーンは、その時点で、それぞれ、既に真実では無い。当然、後述するところの各摘示事実についても、該当部分は、全て同様に、真実性が担保されないものである。

イ 原告は、フィリピン人の遺骨混入を容認していない。

原告は、一貫して何度も、「遺骨混入を容認していない」旨を被告に伝えているのであるが、被告は聞く耳を持っていない。そればかりか、被告自身が、本件に係る主張の中で、巧みに言葉のすり替えを行っていることに気が付いていないようである。数ある間違いを一つずつ説いていくことにするが、被告の日本語の使

い方の誤りや、安易な言葉のすり替えには、特に注意が必要である。

① 「容認している」の意味すること

まずは、予め、言葉の定義を確認しておきたい。「容認している」という言葉の意味は、国語辞典では「それでよいとして認め許すこと」とある。

また、本件番組では、鎌田キャスターが厚生労働省のインタビューで、「(原告は) 日本兵以外の骨が混じってもある程度仕方がないと。つまり遺骨が日本に戻って来ることを優先するわけだからその中に混じっても仕方がないという風なおっしゃり方をするんですよ。」と発言しているように、被告は、「容認している」という言葉の意味は、「ある程度、構わないと認めている」と同義であると捉えているようである。

とすると、原告は、フィリピン人遺骨の混入について、それでよいとして認め許してもいないし、遺骨収集に際して、ある程度、混入しても構わないという姿勢では全く無いので、容認していることにはならない。

② 原告は、遺骨の混入を出来るだけ避けるよう、常に努力している。

旧日本兵の遺骨収集の大前提として、身元の分からない遺骨に関しては、その国籍を特定することは、通常不可能であり、混入の可能性を0%にすることは、事実上出来ない。従って、遺骨の混入を0%にすることに拘ると、身元不明の遺骨に関しては、一切、帰国できないことになるのは、従来からの遺骨収集でも同じことである。過去数十年に渡り、先人たちの努力によって送還された旧日本兵の遺骨に関しても、可能性は0%とは、誰にも言えないのである。それは、詳細を後述するところの、ダタール氏の鑑定期間、数年においても同様である。

しかし、未だフィリピンに残されている旧日本兵のご遺骨は、37万人以上であり、原告が、一人でも多く日本にご帰還いただくために、新たな方策として実施したものが、収集者の宣誓供述書であり、専門家による遺骨の個体数識別である。いずれもフィリピン人の遺骨が混じらないための方策であり、出来る限り混入を避けようとするためのものである。

加えてその上で、被告提出の新聞記事にもあるように、ワキの甘い部分や緩みが出て来ているのであれば、「反省すべき点は反省し、締めるべき点は締め直したい」(甲8、乙3)、「違法行為が有るのなら、現地当局と協力して対処する」(甲

10、乙 12) と倉田が述べているように、混入しないための努力を更に続けて行くとしているのである。

いずれにしても、原告は、遺骨の混入をある程度構わないと思って、単に容認し、遺骨収集を行っているわけでは無い。

③ 被告主張上の言葉の取り違え

(a) 本件番組の原告インタビュー（鎌田氏とのやり取り）について

本インタビューにおいて、原告倉田は、「混入の可能性が0%では無いということを受け止めた上で、逆に、可能性を0%にすることにこだわると、旧日本兵の遺骨は日本に帰還できなくなる」旨の発言をしているが、これは、上記①、②で述べたとおり、被告の主張するような「遺骨の混入を容認していることと同旨」では無い。

倉田の発言は、何も特別なことでは無く、単に日本の遺骨収集の実情を真摯に述べただけであり、被告の言うところの「開き直り」発言でもなく、原告が遺骨混入を容認している根拠にはあたらない。

また、被告は、その主張において、「フィリピン人への配慮(混入の可能性を0%にすること)」と、単に「遺骨の混入を気にすること」とを混同して説明しているが、被告特有の安易な言葉のすり替えである。

あらためて、述べておくが、「可能性を0%に出来ない」ということと、「ある程度混入を容認している」ということは、決して、同義語ではない。つまり、遺骨の混入量に対する許容の範囲と、主体者の意思、努力の有無（或いはその程度の差）が、明らかに違っているのである。

この量差的な部分を被告は、大まかに捉え混同している点につき、大いに反省されたい。なぜなら、本件番組においては、遺骨混入の可能性が従来から存在している点を放送されず、原告のみが、遺骨であれば何でも良いかのような報道を行い、かつ、この被告認識の誤りから、原告が、遺骨混入に対して、無頓着であるかのような誤解を視聴者に与えたからである。

(b) 被告の原告インタビュー（内山氏とのやり取り）について

原告第1準備書面で述べたとおり、このシーンは、先の鎌田氏とのやり取りとは、かなり時間的に間が空いており、(a) と (b) とは、続きでは無いことは、

明らかである。(乙 2、(a)=2～12 頁、(b)=19 頁) その間、盗難遺骨の話、宣誓供述書の是非、遺骨鑑定の問題、遺骨混入の可能性等、様々な話題が出ており、これらは、全て、原告の新方式に対する批判的観点で質疑が行われている。

被告は、新体制への批判の話が、発言の前後で全くなされていないと主張するが、あまりに視野狭窄的な主張である。

放送番組の摘示事実の判断と同じく、実際のインタビューでは、時間の流れや、それまでの話を総合して会話が行われるものであり、2時間にもおよぶインタビューの後半で行われた質問に対し、倉田がその日の話の全体的な回答をしていたとしても、何ら不思議はない。

加えて、内山氏は、総じて攻撃的な質問を倉田に投げかけており、「宣誓供述書」を「その紙一枚」と言ってみたり、「ちょっと落ち着いて、ものを考えてくださいよ。」と倉田が自制を促しても、内山氏は「いや、落ち着けないですよ、これは、僕の理屈。」と取り合わないシーンもあり、また、選挙で選ばれた司法権をも持つ行政区長のことを「バランガイキャプテンって素人じゃないですか。これに関してね。村の自治会長さんですよ。」と揶揄するなど、かなり興奮している様子もうかがえる(乙 2、15 頁)。その模様は、被告の原告インタビュー時に、同時に記録用として原告が録画した映像にも明確に残されている。

それに比して、倉田は、インタビューの全般を通して、出来るだけ正確に取材に対応するべく、内山氏にも冷静さを求めるとともに、常に、総合的な観点から回答をしており、一貫して倉田の意図は、「戦後 65 年以上たった現在、様々な制約が多い中で、出来る限りの努力を行い、最終的には遺骨の全量回収を目指したい。」である。

被告が、自らの主張を盲信するあまり、取材相手の意図をくみ取れず、自己都合に合わせて、その趣旨を取り違えたものである。

(c) 乙第 3 号証 (産経新聞インタビュー記事) について

上述の②、③-(a)と同様、倉田の発言は、『「全く混入の可能性が無いのか。』と問われれば、否定は出来ないが、現状で完璧を求めるのは無理だ。」と日本の遺骨収集の実情を述べただけであり、その後の「むしろ、それを恐れて大多数の日本兵の遺骨が帰らなくてもいいのか?」という問いかけの発言も、「可能性を 0%にすることのみにこだわると」という話と同じであり、特別に遺骨

の混入を容認するものではない。

遺骨収集の実情を知らずにいる日本人に対して、一片の混入もなく遺骨を返すという完璧主義では、そもそも遺骨の返還自体が難しいことを知らせ、あらためて、視聴者（読者）に問うているのである。よって、被告の安易な解釈は、当を得ていない。

尚、この記事は、本件放送の後に他社で行われたものであり、その取材での発言を以て、被告は本件番組の理由づけとしているが、そもそも、それは、時系列的に、明らかに筋違いである。

また、併せて、同記事には、上記（b）における「確信犯」発言について、
（記者）「番組ではフィリピン人の遺骨が混じることについて（倉田氏が）「確信犯です」と発言したように取れる部分が有ったが」
（倉田）「そうではない。報道されて騒ぎが大きくなり、ひいては遺骨収集に対する国民の関心が高まることについて『確信犯だ』と言ったのだ。」（甲8）

と、明確に、倉田が否定している記載もあることを付け加えておく。

被告（内山氏）の解釈は、誤りである。

ウ 旧日本兵遺骨の判断と承認は、日比両政府が行っているものである。

現在、フィリピン国内にある、旧日本兵の遺骨や遺留品は、たとえそれが日本人のものであったとしても、フィリピン国、行政区、その土地の所有者のものであり、彼らの承認無くして、国外に持ち出すことは禁じられている。

また、被告は、答弁書において「不知」としたまま、忘れていたようであるが、「フィリピン国立博物館の発行した『証明書』」（甲1）に有る通り、最終的に、収集された遺骨が旧日本兵のものかどうかを判別し、承認しているのは、フィリピン政府から派遣されている国立博物館のフィルメ氏であり、それは、フィリピン国が証明しているものに他ならない。

つまりは、最終的な遺骨判別の根拠は、フィリピン政府の承認ということである。その過程において、宣誓供述書や、遺骨の鑑定（個体数識別）という段階があるのだが、いずれも、フィリピン人（或いは政府）が、自国の国内法に基づいて、日本への送還を承認、証明したものであって、本来、日本のメディアがその過程の是非を問うということは、内政干渉、及び、相手国批判になる

ものである。

この点につき、被告は、単に誤認しているのか、或いは、認識した上ですり替えを行っているのかは不明であるが、本件番組においては、フィリピン政府の承認には触れずに、いずれの主体、非難の対象もすべて「原告」としている点、確信犯的である。

また、敢えて言えば、被告の気にするところの、遺骨の盗難事件は、フィリピン国内の問題であり、更に、鎌田氏の発言にもあるような「フィリピン人に対する配慮」というのは、相手国の自主性を無視した、感傷的な日本人にありがちな、傲慢で独善的な意見と言える。もちろん、だからと言って、原告の与り知らぬ問題であると言っているのではなく、被告の大前提としての認識の誤りを正し、本訴においてもいたずらに自己の正当化することにのみとらわれず、事象の本質を捉えて真摯に反省をしていただければ幸いである。

また、被告が本件番組で指摘しているところの日本政府の「委託丸投げ」についても同様に、遺骨収集事業においては、一般に認識されているような「丸投げ」、つまりは、委託を受けた原告が事業の全てを担当しているというものではない。

事業の最終段階である、収集された遺骨の個体数識別や承認、焼骨の際には、日本政府を代表して厚生労働省の職員が必ず立ち会い、監督し、かつ、フィリピンから日本への持ち帰りを行っているのは、日本政府であり、被告が独自で持ち帰った事は一度もない。

原告は、現場で遺骨の情報を集め、実際に遺骨を収集し、集積所に運ぶ作業を担当しているのであって、最終的な遺骨の判別、承認、受け渡し、焼骨及び、帰還等は、全て日比両政府が、直接、行っているのである。

この点につき、被告の誤認（或いは故意のすり替え）は甚だしく、本件番組においても、本訴においても、常に、遺骨収集事業の主体、及び、責任の所在対象を「原告」にしている点、事実と大きく異なる誤りである。

また、仮に、被告が主張するように、原告の遺骨収集事業の実態が、杜撰で、いい加減なもので有るなら、日比両国政府が、承認や許可をするはずも無い。

エ「宣誓供述書」は、杜撰では無い。

まず、本件番組での現地インタビューシーンは、被告の取材及び現地語訳の

字幕が不正確であり、被取材者の真意とは異なるもの（甲 2. 3）であるので、アバタン村民男性、及び、アバタン村長の証言は、被告の主張に合致していない。また、実際の宣誓供述書（乙 4）における記載内容に関する被告の主張は、本件番組の中では紹介されておらず、番組適示事実の真実性の根拠には適合していない。

次に、宣誓供述書の詳細内容についての被告の主張は、現地事情や歴史的背景を無視した、独自論の展開であり、的を射ていない。

というのもフィリピンにおいては、地図というものが一般に存在せず、市街地でさえ正確な地図を入手することは困難で、特に辺境地方では、住所や番地も無いだけでなく、土地の名前すらないところも存在している。日本人が通常想像するような地図に関する概念自体が無いのである。よって、被告が、あいまいと指摘するような表記以外に、現場においては表示ができない。また、旧日本兵であることを判断した記載についても、現地住民の情報であるので、老人たちの過去の記憶や言い伝えであることに、何ら不思議な点は無い。逆に、戦後 65 年以上経った現在、地形や環境も変化した土地で、最終的に自存自衛の戦いを強いられ散り散りになって行った旧日本兵の行方をフィリピンで探し出すには、彼らの情報こそがより有効なのである。

つまりは、被告が期待し、独自に定義付けしているような詳細な記録自体が元々不可能であり、そもそも「ずさん」の根拠とする観点が外れているのである。日本人らしい机上の理想論ではあるが、3 週間にも渡る現地取材を行ったとする報道担当者としては、現地事情や現場背景に基づかない、誤った認識、もしくは別の意図があると考えざるを得ない。加えて、宣誓供述書の存在意義は、その記載内容もさることながら、「公正証書に署名している証言」であるという点にあり、その点においても、被告は、大きく勘違いをしている。

また、これら宣誓供述書は、いずれの場合も、弁護士立会いの元、宣誓者の証言、署名だけでなく、現場に同行した原告スタッフ、又は、行政区長らも承認、署名をしており、被告が「何も知らない人間が勝手に書いている」と指摘し、危惧するほど粗雑なものではない。現に、フィリピン国内では、裁判の証拠として採用されて、それを元にした判決が下されている事実はフィリピン国内においては周知のことである。

被告が主張するように、宣誓供述書だけを以てそれが旧日本兵のものである

と断定は出来ないのかもしれないが、だからと言って、彼らの情報が全て嘘であるということにもならない。

更に、上記ウで述べたとおり、最終的に旧日本兵で有るかどうかの判断承認は、フィリピン政府が行っており、宣誓供述書が採用されて以降、既に、約1万5千の遺骨が日本に帰還している（乙6）。仮に、被告が主張するような、その根拠が杜撰でいい加減なものであるとするなら、それは、国家的犯罪となってしまうが、実はそうでは無く、逆に、それほど多数の旧日本兵のものであると認められる遺骨が、フィリピン各地に存在しているということである。つまりは、基本的にキリスト教国家であるフィリピンにおいて、自分たちの祖先の骨は墓に埋葬されており、アメリカ兵の遺骨は既にアメリカ政府がほとんど持ち帰ってしまっていて、それでもなお、山野に残っている多数の遺骨は、誰のものかと言えば、自ずとその答えが見えてくるのが、フィリピンの実情である。

一部、盗難遺骨の問題も存在してはいるが、わざわざ、盗まなくても、裏山や海岸、或いは、家の建て替えの際などに、骨が出て来ることは決して珍しいことではないのである。強いて言うなら、被告が強弁しなければならない程、精度の高い根拠は、実際には未だ必要とされていないのである。この部分を取材者の認識としては失念しているか、故意に無視している。

オ 遺骨の科学的な鑑定は、原告だけでなく、従来から行われていない。

遺骨が旧日本兵であるかどうかの蓋然性の鑑定は、原告も行っている。

被告は、相変わらず、「鑑定」という言葉の指す意味を大雑把に捉え、その主張の時々によって、意味を変化させているので、初めに言葉の定義をする。まず、DNA鑑定等遺骨の特定を行うものを「科学的鑑定」とし、旧日本兵で有ることの蓋然性を確認する作業を「蓋然性の鑑定」とする。

この観点からすると、原告の収集事業においては、フィリピン政府から派遣されている国立博物館のフィルム氏は、「科学的鑑定」は行っていないが、「蓋然性の鑑定」は行っていることになる。

本件番組中でのフィルム氏の発言でも、「科学的鑑定」を指して「鑑定を行っていない」旨を発言しているのであり、誰にも「目視だけで骨の国籍が分からないこと」を説明しているのであって、被告の主張や本件番組で放送されたように「遺骨が日本人のものであるかどうかの判断を全く行っていない」とい

う意味では無い。事実、これまで何度も説明してきたとおり、フィルム氏は個体数識別の際に、モンゴロイドやコーカソイド等の人種、性別、子供や老人等の年齢の区別も行っており、宣誓供述書を元にしなが、併せて個体別の判断をしているのである。その結果、旧日本兵であることの蓋然性が認められるものを承認し、フィリピン政府としての証明書を発行している。

また、被告は、フィリピン大学のダタール氏を例に挙げて「専門家としての鑑定をしていた」（被告準備書面 1、12 頁）としているが、その証拠として提出された証拠（乙 5）には、ダタール氏が「科学的鑑定」をしていたというような記載は、どこにも無い。

事実、ダタール氏も「蓋然性の鑑定」しか行っていなかったことは、原告の団体設立前から、倉田が現場に同行して確認をしている。（甲 6）また、その際、ダタール氏は蓋然性の判断を周辺住民からの聞き取りと、遺留品の確認のみで行っており、特に、遺骨の精査はしていなかった。更に、ことも有ろうに、遺留品の真偽については、倉田に判断を依頼していた。

加えて、ダタール氏は、2003 年頃から 2008 年までの数回しか担当しておらず、1981 年から日本の遺骨収集の現場に立ち会ってきた、フィリピン国立博物館が指定し、厚生労働省が認めたフィルム氏が、その能力において劣ることがあるとは思われない。

カ 記録上の戦没者数と、実際の遺骨収集数との相違は、特段に不自然なことではない。

被告は、遺骨収集数の急増と、記録上の戦没者数との相違から、大半は日本兵のものではないと主張するが、単に机上の推論に過ぎない。

原告の遺骨収集事業で、成果実績が上がっているのは、現地に専従者を置き、フィリピン全土にネットワークを張ってきたからであり、単に宣誓供述書の採用など収集方式を替えたからでは無い。

また、周知の通りフィリピン戦線における最終的な戦況は正に悲惨なものであり、当時の詳細な記録も殆ど残されていない。被告の指摘するミンドロ島の例も同様に、政府が当時の記録として採用しているのは、昭和 40 年に日本遺族会が発行した書籍（乙 7）しか存在していない。つまりは、それしか無いので採用しているだけで、必ずしも、そこに記載されている数字がそのまま実数

で有るとは限らない。事実、昨年厚生労働省の調査によれば、アメリカの公文書館に残されている記録数とは、かなり相違が有る（アメリカの記録の方が遥かに多い）とのことである。加えて、ミンドロ島の周辺には、他の島々が多数あり、付近の島々からの流入や、沈船からの上陸等を加味すると、記録上の数字との相違は、優に想像しうるものである。

更に、上記ウでも述べたとおり、遺骨判別の最終的な判断は、日比両政府が行っており、被告が指摘する数の相違も理解した上で、日本政府が承認したものであるもので、その大半が日本兵でないと断定するのは、実に早計であり、実情や現状をあまりに知らない、つまりは取材が杜撰であると言わざるをえない。

キ 遺骨の盗難騒ぎと、遺骨混入の可能性とは、別問題である。

被告は、何としても遺骨の盗難騒ぎと、原告とを結び付けたいようではあるが、原告の管理確認するところ、盗難遺骨を収集した形跡は無い。

被告は、証拠（乙 8～12）を以て、「フィリピン人が盗骨を原告に提供したことを強く疑わせる事例が、フィリピン国内で多数発生している」と述べるが、主にオリエンタルミンドロ州とイフガオ州の2件についての話であり、かつ、いずれの内容も確証に至るものではなく、信憑性が極めて薄いものもあり、被告の主張は滑稽ですらある。

① N I C Pの文書（乙 8、乙 9）

両書簡とも同一人物が、原告について同内容のことを報告しているが、これらを提出したバカニ弁護士は、本人に確認したところ、N C I Pの担当弁護士であり、地域住民の苦情などを処理する仕事をしている人物である。

「乙 9」は、バカニ弁護士が、地域住民からの苦情を窓口として受け付け、それを処理したことを上司に報告しているN I C Pの内部文書であり公的文書ではなく、「乙 8」はその処理の一つとして、日本の遺骨収集を監督しているフィリピン国立博物館に、「N I C Pも関与させることを求める」文書である。

原告について記載されている部分は、文面が一人称になっているので紛らわしいが、その根拠はいずれも地域住民の噂や苦情を元にしたものであって、バカニ弁護士自身が、盗難遺骨が原告に渡っているという事実関係を確認したものであるのではないから、その真実性については担保されていない。

② ワンワン村評議会の文書（乙10）

そもそも、原告は未だワンワン村では遺骨収集を行っておらず、盗難事件とは無関係である。

更に、この文書は、訴外亀井氏が書かせたものであり、亀井氏が日本大使館に持ち込んだものである。また、その内容はバランガイ評議会の決議を経ておらず、実際に日本大使館へ持ち込むことを意図していなかったもので、かつ、評議員4名の署名が偽造されている。（甲5、7）

よって、その真実性は、全く担保されていない。

③ 週間文春記事（乙11）

この記事も訴外亀井氏が情報提供し書かせたものであり、当時、原告の理事であった訴外野口健氏が、自身のブログで反論を展開し話題になったものである。また、記事中、亀井氏の証言に続く、現地取材の部分は、本件番組と同じく、亀井氏が事業を行っているイフガオ州の山岳地帯における村民の証言であり、その内容も本件番組と非常に似ていることから、被告の主張するところの「複数のメディアが掲載している」事実というよりは、時系列的にも、この記事を中心に、被告が後追い取材をしたことは、容易に想像できる。

また、本文中、匿名・仮名の証言部分が多く、営利目的の雑誌であることからしても、非常にデフォルメされている部分があり、その真実性は、あまり担保されていない。

ただし、読者の興味を引くように装飾されているとはいえ、記事中には、「疑惑の主が、一部の遺族であること」「原告側の主張も反対意見として記載されていること」等、報道の中立性を概ね保っている点、被告本件番組における偏向した報道とは異なることをあらためて、指摘しておく。

④ 読売新聞記事（乙12）

被取材者が、本件番組と同じアバタン村民男性、及び、ワンワン村ブフォン村長である点から、同記事は、本件番組の追認取材であることが分かる。また、同記事の記者は、原告に対し、本件番組を見た後の取材であることを認めている。

同記事は、原告について「厚生労働省が日本の非営利組織（NPO）に委託しているフィリピンでの戦没者遺骨収集事業」と紹介する他、原告の名前を一切、記事には掲載していない。これは、訴外読売新聞社は、先のウで述べた「遺骨収集事業の主体が日本政府である点」を正しく理解しており、また、被告のように主体をすりかえて、原告を名指しにした内容にすると、名誉毀損になることを知っていたためであると推察される。加えて、同記事は、「NPOは、旧日本兵の遺骨発見者に対する労賃として日当 250 ペソを支払っている」、「NPOの事務局長は、違法行為があるのなら、現地の捜査当局と協力して対処すると語った」等、原告の主張をより正確に記載している。

ク 原告は、日本人であることの蓋然性があれば、女性や老人の遺骨も収集している。

被告は、女性の骨や老人の骨が混在している点を以て、フィリピン人の遺骨の混入だと指摘するが、全く的外れな主張である。

原告は、野戦病院や日本人集落などが有ったことが伺える地域など、日本人であることの蓋然性があれば、女性や老人の骨も収集しており、旧日本兵の遺骨とされるものの中に、混在していても特に不思議な話では無い。

逆に、戦争に行った男性の遺骨でないから、フィリピン人の遺骨であるとする被告の論は、歴史的背景を無視した、粗雑な飛躍論でしかない。

3 個別の「名誉毀損の事実の摘示」について

原告は、以下の通り、被告主張に対して、反論をする。

(1) 別紙表「01 導入/タイトル」について

ア 焼骨の映像とナレーション

冒頭映像の「焼骨式」の映像は、日本政府の管理下を離れた、原告独自の活動によるものであり、日本政府の遺骨収集活動の一部をなすものではない。

というのも、この時の日本政府の遺骨収集団は、原告の活動に反対する勢力から様々な妨害工作を受けており、活動の途中で政府は撤退を余儀なくされ、何も

出来ずに帰国してしまった。その後、中止を受け入れなかった原告が、単独で「焼骨式」を強行したものである。よって、本件番組にある「日本政府が推し進める戦没者の遺骨収集事業」というナレーションは、映像と合致していない。

そればかりか、被告が準備書面で述べているように、「委託を受けた原告が行っている活動であるから日本政府の収集活動であろう」と勝手に推測し、確認取材を行わず放送した、被告の安易な取材姿勢を証明している。

イ 千鳥ヶ淵戦没者御苑の映像は、明らかに誇大演出である。

被告が述べるように、本件番組が、「原告が関与するようになって以降の日本政府の遺骨収集事業」に対する疑惑の指摘であるのなら、該当事業によって納骨された量が、千鳥ヶ淵戦没者墓苑には僅かしか入っていないのであるから、墓苑の映像を出して「祈りの先に有るのは、果たして日本兵の遺骨なのか」とナレーションを入れるのは、それだけでも、事実と合致していない。

また、一般の視聴者の普通の注意を基準とすれば、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の映像を見ながら「祈りの先に有るのは、果たして日本兵の遺骨なのか」とのナレーションを聞けば、「墓苑の中に入っている遺骨の多数が日本兵のものでは無いのかもしれない」とイメージするのは自然であり、番組趣旨に該当する実際の納骨量との差は、あまりにも大きく、誇大演出であることは免れない。

ウ 「闇」という表現は、誇大表現である。

一般的に、疑惑を「闇」と称する時は、疑惑が事実である可能性が、非常に濃厚で有る場合に限られ、「単に疑いが生じている」程度の場合には、闇という言葉は用いられない。よって、被告の言葉の認識は正しくない。

また、本件番組における摘示事実は、「大量に遺骨が混入している疑惑が事実である」というものであるから、その意味では「闇」という表現は、一致しているが、摘示事实在真実では無いので、結果、誇大表現であることに変わりはない。

(2) 別紙表「02 アバタン村民男性①」について

アバタン村民男性が、本件放送を見た後、自らの発言に対する字幕と、ナレーションについて、「私がインタビューを受けたものや、住民が述べたこととは、

大変に異なったものだった。」と宣誓証言（甲2）している。

被取材者本人が、「事実と違う」と言っているのであるから、被告に弁解の余地は無い。

ア アバタン村民男性発言の字幕について

被取材者本人が、自らの発言を英訳した内容は、次の通り ——

「結局のところ、彼らはすべての骨を得た、というのは、もし1, 2, 3と拒否されたなら、それは残されることになっただろうから。」

「すべてで48体で、ひとつも返されなかった。それが私の知っていることで、故にそれは純粹に日本人の骨であるということだ。」（甲2）

である。

つまりは、被告取材者に「日本人の骨だったことが証明できるのか」と問われたので、「原告が、全ての骨を持って行ったという事実から、日本人の骨であることに間違いは無い。」と回答したものである。

これに対し、被告が、発言の前後の文脈を踏まえた上で正確に翻訳したとするものが、本件番組の字幕 ——

『全てが日本人のものかどうか分からない』と伝えましたが、何も聞かずに『1, 2, 3・・・』と骨の数を数え始めたのです。」

「そして、『48体』という結果が出て、一つもはじかれませんでした。つまり、『すべて日本人の骨』ということになったんです。」

であると主張するが、上記被取材者の発言とは、全く別の事象、文脈になっているのは、並べてみれば、明らかである。

イ 本シーンにおけるナレーションについて

ナレーションの間違っている部分は、下線部である。

「骨を見つけたのは山奥の洞窟。①「日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されている」と祖父から聞かされていた。」

「男性は、②「労賃」という名目で遺骨一体あたり500ペソ、計24000ペソを手に入れた。空援隊から受け取ったのは、日本円にしておよそ5万円。

③年収の半分に相当する大金だった。」

上記①に関する、被取材者の供述は ——

「先祖から聞いた話がある、それは第二次世界大戦がちょうど終わった後のこと、彼らは、散在している骨を見つけ、それを集め大きな岩の下に穴に埋めた。私の先祖は、フィリピン人の骨が混じっているかどうかは知らない。」

(甲2)

というものであるが、

これに対し、被告は「この男性が、遺骨が全て日本兵のものであるという認識なしに遺骨を提出したことは明らかである」と述べているが、その点を以て、ナレーションが正確であることの理由になっていない。

仮に、この男性もその祖父も「遺骨が全て日本兵のものかわからなかった」としても、本件番組の字幕に有るような「日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されている」と、混入を断定する根拠になりえないからである。

もちろん、この男性もその祖父も、遺骨が全て日本兵のものかどうか全くわからなかったわけではない。この地方では、遺骨は非常に神聖なものであり、代々祖先の骨をととても大切に保管されているので、戦後、野山に散在している骨があるとすれば、それは、そのまま日本兵のものであると容易に推測される。

(それは、被告が指摘するダタール氏も当然のこととして、州知事からの申し入れもあり受け入れている。事実、イフガオ州から発見された御遺骨に関して、ダタール氏が異議を唱えた事実は一度もないことから、容易に理解されよう。)

先人村民たちは、野山に散在する骨々を大事に集めて、日本人墓地として埋めておいたのであるが、その話は、村では知られた話であり、この男性も祖父から聞かされていたのである。そうした骨を仲間たちと掘り出して、原告に渡したわけである。ただ、厳密に、全てが日本兵だけのものかどうかは、証明できないので「フィリピン人の骨が混じっているかどうかは分からない」と答えたのである。併せて、村では周知の話であったので、遺骨を引き渡す際に、わざわざ遺骨の発見状況を説明するまでも無く、村長もあらためて詳細を尋ねなかつただけである。

上記②に関して、被告は「遺骨が売買されていることは、複数の公文書に記載されている」と主張するが、上述の2-(2)キで述べたとおり、被告の提示する証拠に信ぴょう性が薄く、かつ、いずれも記載事項の真実性を担保していない。また、同時に被告は、「複数のフィリピン人が被告以外のメディアに対しても(遺

骨の売買を) 証言している」と述べるが、「原告が、遺骨一体あたり 500 ペソ換算して金銭を渡している」旨の記載は無い。更に、被告の提示した同じ証拠には「もちろん、250 ペソ程度の日当は払いますが、骨を買い取るようなことはしていません。そんなことをしたスタッフは即刻クビです。」(甲 9、乙 11) との原告倉田の発言や、「NPOは、旧日本兵の遺骨収集者に対する労賃として日当 250 ペソを支払っている」(甲 10、乙 12) との記事もあり、被告の主張が覆されている。

上記③に関して、被告は、一度「答弁書」において、年収の額をアバタン村民男性に聞いていなかったことを認めておきながら、今度は、「調査の結果、アバタン村周辺住民の一般的な年収の半分に相当することが判明した」ので、「24000 ペソは、アバタン村周辺住民の一般的な年収の半分に相当する大金であるとの趣旨でナレーションをした」と苦しい言い逃れをするが、一般の視聴者の注意を基準としてこのシーンを視聴すると、「24000 ペソは、被取材者の年収の半分に相当する」という意味で理解すると判断するのが相当である。加えて、24000 ペソは、アバタン村民男性一人の日当では無く、彼と彼の仲間数名分の合計金額であるので、その点でもナレーションは不適切である。24000 ペソが一人分でないという点については、被告提示の証拠(甲 10、乙 12) にも「男は友人と一緒に…遺骨を収集」との記事が掲載されており、裏付けされている。

ウ その他の演出について

更に、このシーンの撮影において、被取材者が ——

彼ら(NHKの取材班)が、私の家に入る時、彼らは地図を取り出した。彼らは、私がどこで骨を回収したか場所を示すように求める。彼らは、私に、私が骨を得た場所をマークするように言い、そしてまた「彼らが私にくれた地図を持って部屋に入り、地図を持って出て来て、床に広げ、その骨を得た場所を彼らに示してくれ。そうするところを撮影する。」と指示された。私に与えられた地図は、私のものではない。その地図は、彼ら(NHK)が所有者である。」(甲 2)

と証言している通り、被告が用意した地図を被取材者に持たせて、自らの部屋から出して来たかのような所作をするよう、被取材者に指示して演出を行っており、

被告は、予め用意したシナリオに沿った場面を作り上げていたことが、十分推測される。

(3) 別紙表「03 新方式の紹介」について

被告は、「(被告準備書面1) 1-(5)において述べたように、原告が、遺骨を発見したフィリピン人に対して、発見した遺骨の数に応じて金銭を支払うという遺骨収集方法を採用していることは明らかな事実である」と述べているが、該当箇所にそのような記載は無い。また、被告の提出した証拠には、「もちろん、250ペソ程度の日当は払いますが、骨を買い取るようなことはしていません」(甲9、乙11)、「NPOは、旧日本兵の遺骨収集者に対する労賃として日当250ペソを支払っている」(甲10、乙12)との記載が有り、逆に、被告の主張が覆されている。

また、遺骨の発見者や集めて持って来た者に対して、労賃として報酬を支払うことは、日本の遺骨収集の歴史の中でも従来から行われてきていることであり、この点につき、被告は、単に取材不足で知らないだけである。

よって、原告は、遺骨の数に応じて金銭を支払っているわけではないし、遺骨の収集者に対して労働報酬を支払うことは従来からもあることなので、そのことを以て、新方式なのでは無い。被告の認識は誤りであり、摘示され事実には真実性が無い。

(4) 別紙表「04 ワンワン村での会合」

被告の主張は、明らかに、目先の事象に捉われた、筋違いの独自論、及び、開き直りの弁である。というのも、被告は「答弁書」において、1日目と2日目の会合が別目的であること、及び、訴外亀井氏がその場に居たことを認めておきながら、その会合がどういう目的であったとしても、誰が同席していても、原告と住民が話をしたのであるから、「2日に渡って行われた空援隊と住民との話し合い」というナレーションが事実と合致すると、言い逃れをしている。

しかし、1日目の集会は、被告と村民との会合に、原告が立ち寄ったものであり、2日目の集会は、亀井氏と原告の話し合いに村民が同席したというものであるから、村民と原告の話し合いが主目的では無く、集会の主体も原告と住民では無いから、ナレーションは、事実を非常に歪めたものになっている。

更に、亀井氏は、本件番組の冒頭で登場している通り、被告取材のきっかけ、

原告の疑惑を投げかけた本人であるから、その本人が取材に同行し、かつ、村民と非常につながりが深いという事実は、本来、本件番組の疑惑と密接に関わる重大な事象であり、それを隠して放送し、かつ、亀井氏が同席していてもいなくても関係ないと開き直る、被告の良識が大いに疑われる。

また、被告は、村民から原告非難の発言が複数出ていたことを理由に「村の住民からは、『盗まれた遺骨が空援隊に渡っている』という非難の声が相次いだ」というナレーションは、事実に合致したものだとして述べているが、本件番組のこのシーンのナレーションは ——

「(原告は) 住民に、日本兵の遺骨収集への協力を呼びかけるために来たという。」

「2日に渡って行われた空援隊と住民との話し合い。」

「村の住民からは、『盗まれた遺骨が空援隊に渡っている』という非難の声が相次いだ」

となっており、一般視聴者の視聴の仕方を基準とすれば ——

「原告は、村民への説明に村にやって来て、2日に渡って集会を持ったが、住民からは、遺骨の盗難を非難され続けた。」つまりは「原告は、村民から、盗骨を2日間も非難され続けるくらい、怪しい団体である。」或いは、「村民が2日間に渡って非難をし続ける程、村では、盗難遺骨の問題は深く大きい。」

と理解すると考えるのが妥当である。

しかし、実際は、原告は、数日前に、村民から非難されることなく説明会を終えており、被告が村に訪れて、亀井氏子飼いの住民と一緒にあって、盗難遺骨の話が必要以上に大きくしなければ、住民の不安も広がることはなかったのであり、その摘示された事実は、真実とは大きく異なる。

よって、被告の主張は、視聴者の視点を無視した、独自の言い逃れである。

加えて、被告は、ここでも「盗難遺骨が原告に渡っていること」の根拠に、乙第8、9、11、12号証を使用しているが、いずれの場合も証明にはならないことは、既に明らかである。併せて、いずれの文書も本件番組には紹介されていないから、ワンワン村での会合(摘示事実04)の、真実性の証明とは、直接関係が無く、被告の主張は失当である。

(5) 別紙表「05 アバタン村民男性②」

上記(2)と同様に、アバタン村民男性が、本件放送を見た後、自らの発言に対する字幕と、ナレーションについて、「私がインタビューを受けたものや、住民が述べたこととは、大変に異なったものだった。」と宣誓証言(甲2)しており、被取材者本人が、「事実と違う」と言っているのであるから、被告に弁解の余地は無い。

このシーンのアバタン村民男性発言の字幕を被取材者本人が英訳した内容は、次の通り ——

「…というのは、サインしたのは村長だけだ。」

「我々と仲間はサインしなかった。」

「彼らは、山で丘で洞窟で両親が彼らに話したものを掘って回収した。」

(被告カメラマンからの質問) 正確な場所はないのか?

「ない。」(甲2)

である。

これに対し、被告が、発言の前後の文脈を踏まえた上で、正確に翻訳したものとするのが、本件番組の字幕 ——

「宣誓供述書なんて書いていません。書いたのは村長です。」

「でも骨を山で見つけたのか洞窟で見つけたのかなど詳しいことは、村長に説明していませんけど。」

(字幕の質問) じゃあ見つけた場所は言っていないのですか?

「言ってません。」

であると主張する。

上記被取材者の発言とは、全く別の事象、文脈になっているのは、明らかである。

加えて、被取材者本人も、「私は、そんなことは言っていない。私が村長に骨を持っていった時、彼が私に何も尋ねなかったのは、我々はそのことについて以前、既に話していたからだ、だから、彼は、既にそれが、純粹に日本人の骨であったことを知っていた。」と、証言している。(甲2)

(6) 別紙表「06 アバタン村長」

ア アバタン村長の発言の翻訳について

上記(2)(5)と同様に、アバタン村長が、本件放送を見た後、自らの発言に対する字幕と、ナレーションについて、「私がインタビューを受けたものや、住民が述べたこととは、大変に異なったものだった。」と宣誓証言(甲3)しており、被取材者本人が、「事実と違う」と言っているのであるから、この件について、被告に弁解の余地は無い。

このシーンのアバタン村長発言の字幕を本人が英訳した内容は、次の通り――

「もし私が、宣誓供述書に書いているのなら、それは真の日本人の骨だ。」

「ほかの事は知らない。」

「それが真実かどうか、私にチェックは出来ない」

(取材班の質問)それは宣誓供述書が使えないということの意味するのじゃないか。

「もし私が証明しなかったらとしたら、遠くから骨を回収してきた人々は怒るだろう。」(甲3)

である。

これに対し、被告が、発言の前後の文脈を踏まえた上で、正確に翻訳したものとするのが、本件番組の字幕――

「確かに、宣誓供述書に『日本人の骨だ』と書いたのは私です。」

「宣誓供述書といたって、その骨がどこの何の骨なのか私には確認のしようがない。」

「私には、それをチェックすることなんて無理だ。」

(字幕の質問)それでは、宣誓供述書の意味が全くないじゃないですか。

「だって怒られるんだよ。」

「みんな遠いところから大変な思いをして骨を持ってくるんだから。」

「供述書を書かないといたら私が怒られるよ。」

であると主張する。

被告は、いずれも「大差ない」と主張しているが、かなり大げさな表現が施されていることは、明らかである。

また、アバタン村長は、本件番組を見た後、「毎年、私は彼ら(住民)に日本人の骨だけを回収するように言っている。というわけは、日本人の墓と特定される場所の近隣のお年寄りに、とりわけ尋ねるようにと、言っているからだ。日本

人の骨を回収する前には、住民と集会を持ち、日本人の骨であってフィリピン人の骨であってはならないと言った。」と証言している（甲3）。つまり、村長は、村民に充分説明をしたうえで、日本人の遺骨を集めてくるよう指示しているのであるから、その指示に従った村民の行為を認めず署名しなかったら、怒られるのは当然である。

イ 本シーンにおけるナレーションについて

被告は、原告がアバタン村で収集した遺骨数（862体）の2倍をはるかに超える「2000体以上の遺骨」をこの村から収集したとするナレーションをした理由として、アバタン村長から聞いた話であり、伝聞の形で述べているから何の問題ないと主張するが、ミンドロ島の件では、自らが原告の収集数と資料との数の違いを強く指摘しておきながら、自ら報道において、その数字の根拠をきちんと取材して調べておかないというのは、非常に滑稽である。また、「2000体以上の遺骨を『日本人の骨』として提出したという。」というナレーションは、同時に出された字幕「遺骨 2000体」とともに、宣誓供述書のズームアップの映像で放送されており、既に村長の映像とは、場面が変わったところから出されている点につき、一般の視聴者が、村長の談話だと認識して見る可能性は、極めて低く、「…したという。」という表現の言葉も、直接的な伝聞以外にも「そのように確からしい」と言う場合にも、通常用いるので、被告の主張は、単なる言い逃れである。

また、被告は、「この村では全ての宣誓供述書を村長が一人で書いている」とナレーションをし、村長が一人で勝手に書いているかのような事実の摘示をしているが、被告提出の証拠「宣誓供述書」（乙4-1.2.3）には、それぞれ全て、宣誓者本人の署名、及び、公証人の署名もあり、カルロス村長が一人で書いたのではない（ナレーションが事実では無い）ことが、逆に証明されている。加えて、被告提出の「証拠説明書」にも、各宣誓供述書の作成者の欄には、それぞれ宣誓者本人の名前が記載されており、被告自らが、村長が書いたものではないことを認めている。加えて、本件番組中（甲4、14分30秒頃）に「村長が書いた宣誓供述書を手した」とのナレーションで、クローズアップされている映像の「宣誓供述書」は、その日付と記載されている納税証明番号から、乙4-2であると推測されるが、宣誓者本人の署名がぼかされて、見えないようにされている点、単に被告の認識違いではなく、被告も村長が一人で書いたものではないことを知りな

がら、故意に、虚偽のナレーションを行ったことが伺える。

(7) 別紙表「07 フィルメ学芸員」

ア このシーンの意味するところ。

本件番組では、フィルメ氏の紹介部分で、次のように放送されている。――

「専門家の鑑定とは、いかなるものなのか。」

「遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した。」

「日本兵の遺骨をどう選別しているのか。その答えは驚くべきものだった。」

フィルメ氏：『私は「これは日本人の骨だ」と言ったことは有りません。』

『人間の骨を肉眼で見ても、何処の国の人間か分かるはずがありません。』

スタッフ：『つまり…』

フィルメ氏：『無理です。無理。』

「そもそもフィルメ氏の専門は「鉱物学」。彼の仕事は、集まった骨を数えることが中心だという。」

フィルメ氏：『鑑定はしていません。全ては「宣誓供述書」が根拠です。』

これらを一般視聴者の普通の視点で見ると――

「原告の遺骨鑑定人フィルメ氏は、鑑定が出来ない専門外の人間であり、遺骨鑑定の際、宣誓供述書が有りさえすれば全て認めて、単に、遺骨の数を数えているだけの人物だった。」

と判断するのが妥当である。

しかし、実際のところ、フィルメ氏は、宣誓供述書を元に、遺骨が日本兵であることの蓋然性の鑑定をおこなっており、日本の遺骨収集においては、個体数識別の専門家である。仮に、遺骨数を数えることがそのメインになったとしても、何も知らない一般視聴者が受け取るような「単に骨を数えているだけ」というものではなく、厚生労働省職員も同席確認している通り、骨の状況や部位を調べて個体数を割り出しており、年齢や性別、人種等も鑑定している。加えて、目視だけで骨の国籍を知ることは、世界中の誰が行ってもそもそも無理な話であり、なにもフィルメ氏に限ったことでは無い。

よって、本件番組で摘示された事実は、真実とは全く異なることになっている。

これに対して、被告は、「個体数識別」は、遺骨の個体数を算定することであるから、ナレーションは事実に合致していると言うが、被告には、一般視聴者の視点が、欠落しているようである。

イ 「遺骨の鑑定を引き受けている人物」という言葉の意味するところ

被告は、フィルメ氏の紹介において「遺骨の鑑定を引き受けているという人物」と表現したのは、ひとつ前のシーンにおいて、原告スタッフが「最後に、専門家が鑑定して証明するんだよ。」と証言したのを受けたものであると述べ、かつ、原告ホームページでも「鑑定」という言葉を用いているから、本件番組でのナレーションは、問題無いとするが、上記2-(2)オで言葉の定義をしたように、原告のいう「鑑定」は、日本人であることの「蓋然性の鑑定」を意味しており、被告が、本件番組で意味しているところの「日本人であることの判定(国籍判定)」とは、全くその意味が異なっている。

本訴において何度も説明しているように、遺骨の鑑定ではDNA鑑定等の「科学的鑑定」以外では、国籍を特定することは不可能であり、日本の遺骨収集においては、一部の例外を除き、殆ど行われてきていない。この点につき、丁寧な取材をすればすぐにでも分かることであるが、被告は、その事実を知っていながら、本件番組において、悪戯に「日本兵であることの判別」にこだわって報道している点は、非常に悪質であり大問題である。

(8) 別紙表「08まとめ/結論」

ア 「形ばかりの鑑定」について

被告は、フィリピン大学のダタール氏を例に挙げて、その主張を展開しているが、上記2-(2)オで述べたとおり、ダタール氏も周辺住民からの聞き込みなどによる「蓋然性の鑑定」しか行っておらず、被告の認識は、明らかに間違っている。その様子は、原告調査団が同行撮影しており、間違いはない。

更に、ダタール氏の鑑定については、遺骨の数が多いと鑑定を放棄する、現場が遠いと行かない、遺留品の判別知識が原告倉田より劣っている等、非常に問題も多く、本人自らも日本のメディアからの取材に対しても「私のやっていること(鑑定)は、要は『Guess』(当て推量)です。」(甲6)と述べていることからし

でも、その正確性は、被告の期待しているものとは、かけ離れており、ましてや、1981年から日本の遺骨収集に参加してきたフィルメ氏の個体数識別や蓋然性の鑑定が、ダタール氏に劣ることは無い。

いずれにしても、本件番組においては、「日本人であると特定されること」のみにこだわった被告独善の観点からすれば「いい加減な鑑定」であると決定づけているに過ぎず、その観点をもってすれば、現在までの日本の遺骨収集事業の全て、つまりは、千島ヶ淵戦没者墓苑に仮安置されている数十万にも及ぶ御遺骨の全てが怪しいと称していることになり、現実には則した事実とは正に異なるものである。加えて、その責任を原告のみに当てはめて、原告が杜撰であると報道した点につき、非常に恣意的であり、その真実性は全く担保されていない。

イ 「いい加減な宣誓供述書」について

被告は、アバタン村での取材を例にとり、フィリピンでは、遺骨発見者以外の者が、遺骨の発見場所・状況や遺骨が日本兵のものと考えられる理由を発見者に確認することなく、宣誓供述書を作成する機会があるので、適正な手続きを欠いていると指摘するが、上記2-(2)エ、及び、3-(2)(5)(6)で述べたとおり、被告の取材が不確かなだけであり、原告の収集現場においては、確認して作成しているので、問題は無い。

また、被告は、宣誓供述書の記載事項を以て、被告の定義するところの必要事項が書かれていないから、「日本人の遺骨であることの根拠とならない」旨を主張しているが、そもそも、宣誓供述書は、国籍を断定するためのものではなく、その蓋然性を高めるためのものであるため、被告の主張は的外れである。

更に、宣誓供述書の必要記載事項等についても、被告は独善的な主張を展開しているが、上記2-(2)ウ、エで述べたように、宣誓供述書の適性を判断しているのは日比両政府である点、及び、現場の実情・実態を理解していない点において、被告独自論の押し付けでしかない。

ウ 「杜撰な遺骨収集の実態」について

上記、摘示事実ア、イの真実性が担保されないため、その帰結である摘示事実「杜撰な遺骨収集の実態」も当然、真実性を有しない。

エ 「フィリピン人の遺骨が、日本兵のものとして大量に送還されている事実は、疑いようのない事実である」(鎌田ナレーション) について

上記、第1-1で述べたとおり、本シーンにおける番組キャスター鎌田氏の独白ナレーションは、一般視聴者の視点から見れば、明らかに番組として、「大量混入の事実」を摘示したものであり、「鎌田氏が次のインタビューに際しての独自の見解を述べたものである」という被告の主張は、意味を為さない。

この時点では、まだ、この後、鎌田氏が何処に向かうのかは、視聴者には知らされておらず、一般視聴者が、次に展開される原告インタビュー前の動機と心情などは、理解できようがない。

加えて、この独白シーンは、フィリピン取材のまとめとして「形ばかりの鑑定といい加減な宣誓供述書。3週間にわたる追跡から見えてきたのは、厳正であるべき遺骨収集の杜撰な実態だった。」というナレーションに次ぐ、すぐ後のコメントであり、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、番組キャスターが、取材の結論付けとしての見解を述べているものと判断するのが妥当である。

また、鎌田氏が、NHK解説委員であることは、一般視聴者にも知られていることであり、被告の立場のある職員が、番組キャスターとして述べた見解は、たとえ独白という形をとっていたとしても、一般視聴者にとっては、被告の見解、番組としての現地取材の結論であると受け取るのは、必然である。

(9) 別紙表「09 原告インタビュー及び厚生労働省での鎌田発言」について

ア 原告インタビューでの倉田発言について

上記2-(2)イで述べたとおり、原告は、遺骨の混入を容認しておらず、出来る限り混入を避けるべく常に細心の注意を払って活動している。

にもかかわらず、被告が、原告の「可能性を0%にすることは出来ない」という旨の発言を独自の解釈で「容認している(ある程度仕方がない)」と、その意味を変化させ間違った意識で、インタビューシーンを編集し、かつ、全く別の質疑で答えた、倉田の「確信犯」発言を繋げて、あたかも、原告が「遺骨の混入を気にせず」事業を行っているように、見せかけたものである。

① 鎌田氏とのやりとり

被告は、倉田が「フィリピン人への配慮がかなり低いことを認めた上で、混入することを気にしていたらフィリピンで遺骨収集は出来ない」と発言したと解釈しているが、それは、誤った意識である。

原告準備書面1（第4-2（9））でも述べたとおり、鎌田氏の質問は、あくまでも「‘仮に’、混入していたとしたら、フィリピン人への配慮が足りないのではないか。」との仮定上の話である。それに対して、倉田は、「事実上、可能性が0%ではないので、フィリピン人への配慮と言われれば、それは足りない。」と真摯に認め、かつ、「フィリピン人への配慮等を中心に考えて、遺骨混入の可能性を0%にすることのみに捉われてしまうと、遺骨自体が日本に帰ってこなくなる」と、遺骨収集の実情を端的に述べただけであり、被告が主張の途中で言葉を替えたような「混入することを気にしていたら、収集は出来ない」という意味では無い。

上述の2-（2）イ②の通り、事実、原告は、混入を避けるべく努力しながら収集を行っている。

また、訴外亀井氏をはじめとして、遺族の中には、「日本人であることが100%確実でないなら、遺骨は帰さなくても良い。」という意見もあり、遺骨収集に対する日本人の様々な感情、意見を踏まえた上で、回答したものである。

② 内山氏とのやりとり

被告は、該当するインタビュー前後に「新体制への批判」に対する話が全く為されていないと主張するが、被告の原告インタビューは、総じて、宣誓供述書を採用した原告新方式への批判的質疑が主であり、随所にその話が持ち上がっているため、「話が出ていない」という被告の主張は、全く理解できない。

2時間にも及ぶインタビューでは、盗難遺骨の話、宣誓供述書の是非、遺骨鑑定の問題、遺骨混入の可能性等、様々な話題が出ており、これらは、全て、原告の新方式に対する批判的観点で、質疑が行われている。

実際のインタビューでは、時間の流れや、それまでの話を総合して会話が行われるものであり、長時間に渡るインタビューの後半で行われた質問に対し、倉田がその日の話の全体的な回答をしていたとしても、何ら不思議はない。倉田は、全般を通して、出来るだけ正確に取材に対応するべく、常に、総合的な

観点から回答をしており、この「確信犯」発言も、内山氏の質問意図の真偽はともかく、少なくとも倉田は、「新体制を組んだ時には、予め、様々な批判が持ち上がって来ることを想定していた。」「ひいては遺骨収集に対する国民の関心が高まることについて『確信犯』である。」(甲8、乙3)と答えたものであるから、遺骨の混入を容認した回答では無い。

被告が、自らの主張を盲信するあまり、取材相手の意図をくみ取れず、自己都合に合わせて、その趣旨を取り違えたものである。

そもそも、「こういうこと」という抽象的な表現を用いている箇所を便利に使用して、全く別のシーンとを切り貼り編集している点につき、被告の恣意的な思惑も感じ取れる。

イ 鎌田氏の厚生労働省での発言について

上記①、②のとおり、倉田の発言は、いずれの場合も、「原告が遺骨の混入を容認している」旨の発言ではない。よって、鎌田氏の厚生労働省での発言「日本兵以外の遺骨が混じっても、まあ、ある程度仕方がないと、つまり、遺骨が日本に戻ってくることを優先するわけだから、その中に混じっても仕方がないと、というふうなおっしゃり方をするんですよ。」は、事実と合致していない。どころか、虚偽の発言を通じて、厚生労働省から、番組製作上都合のいい回答を引き出そうとした疑いすら存在する。

4 原告小西の陳述書(甲5)の内容は、真実である。

被告は、原告小西の陳述書は、虚偽を多分に含んでおり、信用性は全くないと主張するが、小西は原告の理事長であり、なんら証拠に基づかないで虚偽を述べているのではない。また、小西は過去に被告らの監督官庁である総務大臣政務官を務めていた関係上、この陳述書が意味する事を十分に理解した上で、陳述書を提出している。

被告の反論するところの、訴外村山氏の脅迫事件については、被害者のアバタン村村民から、直接、現地で小西が助けを求められ、相談を受けたものであり、事実、村山氏から脅迫の電話が被害者家族に掛けられて来た直後の現場にも居たものである。その際の様子も、ビデオカメラに録画されている。

また、内山氏と村山氏が、金銭と強要によって、現地住民に圧力行為を行っている点については、現地スタッフに、住民からの苦情があったものである。この点につき、被告の主張は、「空援隊現地スタッフ自宅周辺」のみを弁明しているが、敢えて、ワンワン村についての記載が無いのは、認めたということであろう。

5 まとめ

被告の反論は、目先の事象に捉われた独自論の展開が多く、遺骨収集の実情実態をあまりに知らない。また、日比両政府の合意の元、両国政府の管理下で行われている事業であるにもかかわらず、原告を名指しに非難し、原告の信用を必要以上に貶めた行為は、許されるべきものではない。また、メディアによる報道は、担当記者が、ある事象を取り上げようとした瞬間から、本人の意思が入り込むものであるから、細心の注意を以てそれにあたらなければならないものであるが、本件番組における報道は、その細心の注意を怠り、製作者の私的基準や主張がたぶんに入り込んでいる点、及び、対立する事象の一方の視点（遺骨の全量回収を目指して出来る限り多くの遺骨を日本に帰そうという原告の姿勢とは逆の、混入の可能性がわずかでもあれば、遺骨収集自体を止めるという一部遺族の意見）に立った取材内容であるにもかかわらず、あたかも中立公平な追跡であったかのように視聴者に思わせた点につき、被告が、本件番組を報道した目的の公益性は、非常に怪しいものと言える。

また、上述の通り、本件番組によって摘示された事実「“原告”が、フィリピンで行う遺骨収集事業には、“フィリピン人の遺骨が大量”に含まれているという“疑惑は、事実”である。」及び、番組中の各摘示事実は、全く真実性を有していないのであるから、このような偏向かつ虚偽的報道を公共放送で行った被告の罪を認め、即時、事実誤認の訂正放送、及び、謝罪放送を行い、原告及び原告関係者の名誉回復に尽力されることを求めるものである。

第2 放送法第4条について

被告は、その主張において、自らの取材結果や考えを追認するに留め、原告の求め

るところの「真実性に関する調査」を誠実にやっているとは言いがたく、本来の放送者に求められる、中立で自らの行動に責任を持って公共の福祉に貢献すべき、という観点からも、既に、自律性を失っていると言わざるをえない。

一方で、原告は、被告も自らの主張もあるであろうから、実際に「番組の真実性ならびに真実性に関する調査を十全に行ったかどうか」は、この裁判において明らかにされるべき問題であると考ええる。

しかし、一方で、被告の態度はいたずらに「放送者の自律性」及び、最高裁判決の趣旨を恣意的に援用し、まるで放送者は、どのような真実に悖る放送、いかなる偏向した放送を行った場合においても「その自律性と裁判所の不介入」を理由に、訂正放送に応じなくてもよいのだ、というように受け取れる発言をしている。このようなことは、放送法の求める本来あるべき放送者の機能、態度である「不偏不党、真実と自律、公共の福祉への適合」という観点からしても、到底、許されるべきものではないし、あってはならないことである。

従って、この裁判を通じ、被告が「真実でない番組を放送し」、「自律的に行うべき本件番組の真実性に関する調査を怠り」、かつ「番組の内容が単に私人の権利関係に関連するものではなく、公共国民の大きな関心事であることが明白」なケースにあたるという要件が満たされた場合は、正に、放送法第4条が想定する、被告が訂正放送を行うべき義務を負う場合以外のなにものでもない。

原告は、法を遵守する義務が団体を含む国民にはあるという、我が国が司法権の確立した法治国家であるという視点にたち、放送法第4条に照らし、被告に「訂正放送」を求めるものである。

第3 結論

上述の通り、本件番組は、摘示された事実そのものが虚偽であり、被告には放送法第4条の訂正放送の義務があること、及び、原告の社会的評価を著しく貶め、かつ、本件番組が摘示した事実は真実性を有しないから、名誉毀損行為の違法性阻却事由に該当せず、被告には、不法行為による損害賠償義務があることは、明らかである。

よって、原告は、被告に対し、「民法」及び「放送法」に基づき、請求の趣旨記

載のとおり「訂正放送」および「謝罪放送」、並びにHP上の「訂正・謝罪文の掲載」を求める。

以上